

■災害時等要援護者登録制度

災害発生時に自力で避難することが困難な方の命を守るために、避難誘導や安否確認を円滑に行う支援体制です。

要援護の対象者は、災害時に地域の人たちの支援が必要となる心身障害者や要介護者（判定・等級の定めあり）、75歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯などで、「地域支援者」が安否確認や避難支援の役割を担います。ただし、これらもあくまでも善意と地域の助け合いの支援の形です。

公助

町、消防、警察などの行政機関や電気・ガス・電話など「ライフライン」サービスを提供する企業などが、災害支援活動を実施することと言います。大規模な復旧・復興には、公助が重要ですが、それらの機関も同様に被害を受けていれば状況によっては、災害支援活動を開始するまでに時間がかかることがあります。

◆備蓄は少ない?
町が用意する災害用物資は、被災時に備蓄と外部からの調達により対応する考え方で整理しています。
すべての物資を確保するために大きな倉庫などに備蓄し協定を飲料メーカーと行っています。

町、消防、警察などの行政機関や電気・ガス・電話など「ライフライン」サービスを提供する企業などが、災害支援活動を実施することと言います。大規模な復旧・復興には、公助が重要ですが、それらの機関も同様に被害を受けていれば状況によっては、災害支援活動を開始するまでに時間がかかることがあります。

◆町における備蓄
町は応急対応のための一定の備蓄を行うこととし、平成24年度より備蓄品の見直しも行っています。
例えば、冬の災害等も想定し、避難所へのポータブルストーブの計画的な購入等も進めています。

者（判定・等級の定めあり）、75歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯などで、「地域支援者」が安否確認や避難支援の役割を担います。ただし、これらもあくまでも善意と地域の助け合いの支援の形です。

支援には公平性の観点から限界があり、自助、共助によつて被害を減らし、公助を待つことへの理解が被災者に望まれていることです。

多く一般的には、それらの調達先の確保を明確にしておくことで災害時の対応を行おうとする考えが一般的です。

◆協力体制の確保

安平町では、災害時における各種協定を行っています。

それらは物資の供給に限らず、人的支援や被災者の一時避難先に至るまで多方面にわたります。

協定先には北海道開発局や北海道、道内市町村と交わされている行政相互の協力ものや地元の企業と救助・救援活動に必要な資機材の提供についてのもの。

更に地域にガスや石油燃料を供給している協会・組合などを優先供給を行える協定などがあります。

また、公共施設やその他でも見かけることがある電光掲示板付自動販売機は、普段はニュース情報を表示し、

災害時には災害情報や自動販売機の飲料を無償で提供する協定を飲料メーカーと行っています。

すべての物資を確保するためには、大きな倉庫などに備蓄し協定を飲料メーカーと行っています。

自主防災組織講演会テーマ
『地域の安心・安全を地域で守るために』
講師(予定)
NPO法人環境防災研究機構北海道
北海道支部長 新谷 融氏
(北大名誉教授)

自主防災組織講演会
を開催します
今回の特集で「公助」の中核をなす組織として紹介した自主防災組織ですが、安平町では、平成24年7月現在で追分地区の「第1町内会自主防災会」が活動を開始しています。

他の自治会においても設立の動きが出ており、今後更にこの動きが広まっていくよう行政も支援策等を検討をしていますが、その一環として、9月の防災週間に合わせて自主防災組織化の講演会を次の日程で開催します。



役場等の公共施設や町内の商店などに設置されている自販機には、常時情報が流れている

日時 9月2日(日)10時
会場 追分公民館中ホール
対象 町民(各自治会、町内会等の会長様宛てに、改めて参加の取りまとめについてご案内させていただきます。)
その他 当日は、町のバスを運行する予定です。
問合せ 総務課総務・防災グループ
電話 (22)2511